

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○特定計量器定期検査の実施（四件）……………

……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…

○市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………

……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩

建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…

## 告示

### ●東京都告示第千四百一十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十

号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面

積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同

法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年八月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 北区

### 二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

### 三 検査期日

令和四年九月八日から同年十月二十八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

### 四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。  
（二）のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

### ●東京都告示第千四百一十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお

り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和四年八月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

### 一 検査地域 東久留米市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

### 三 検査期日

令和四年九月五日から同年十月十六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

### 四 検査場所

（一）特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。  
（二）のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

### 五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第千四百一十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、

特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとお

り指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和四年八月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

### 一 検査地域 東村山市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

### 三 検査期日

令和四年九月二十日から同年十月十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第千四百四十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年八月四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

- 一 検査地域 江東区及び大田区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和四年九月十四日から令和五年一月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在

の場所において、検査を実施する。  
五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会  
検査機関  
の名称

●東京都告示第千四百四十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年八月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の氏名又は名称 東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社
- 二 事業施行期間 令和元年八月二十三日から令和十年六月三十日まで
- 三 施行地区 板橋区板橋一丁目地内
- 四 第一種市街地再開発事業の名称 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業
- 五 事務所の所在地 新宿区西新宿一丁目二十六番二号新宿野村ビル
- 六 施行認可の年月日 令和元年八月二十三日
- 七 変更の内容 事業施行期間を令和九年九月三十日までに短縮する。
- 八 事業計画の変更の認可の年月日

公 告

令和四年八月四日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年八月四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

国分寺市東恋ヶ窪六丁目十九番二、同番二十七及び同番二十八 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

小平市鈴木町一丁目四十五番一 杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎

調布市下石原一丁目四十六番五、同番六、四十七番一の一部、同番二及び同番三(第一工区) 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

小平市鈴木町一丁目二百四十四番一 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

多摩市関戸一丁目二十番一(第一工区) 中央区八重洲一丁目九番九号 東京建物株式会社 代表取締役 野村 均

<p>東久留米市中央町四丁目千七百十八番四及び同番六十二</p> <p>調布市深大寺北町二丁目四十四番六</p> <p>清瀬市中清戸四丁目九百五十五番二、同番二地先、九百五十三番二、九百五十四番、九百五十七番、九百五十八番及び九百六十一番</p>	<p>西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋</p> <p>新宿区新宿三丁目一番二十四号 京王電鉄株式会社 代表取締役 都村 智史</p> <p>港区赤坂二丁目九番十一号 伊藤忠都市開発株式会社 代表取締役 松 典男</p> <p>埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二 株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久</p> <p>小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松 優</p> <p>武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦</p>	

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

